

隔離施設とは全く性格を異にしているが、それは「癩」が「業病」や「家筋」の病であると考えられ、伝染するという認識がなかったからであろう。人々は通常の労働ができない「癩者」に対し、聖と賤の両義性を認めることによって言祝ぎの役割を与え、社会全体でその生計を支えたのである。

ただし勸進については17世紀後半頃から、働かず収入を得る行為として町方の反感を買うようになっていく。これは「癩」患者に限らず、様々な賤民による勸進に対して抱かれた感覚だった。幕末の京都では、物吉を汚い病者として嫌悪する感覚が顕著になり、言祝ぎの勸進を強引な物乞いと認識するようになっていく。

京都も北山十八間戸も、維新政府による身分解放令、勸進禁止、廢仏毀釈などの方針の中で明治初期に消滅する。ただし西山光明院については、裕福な患者がいたために、彼女の経済力と薬師寺の保護によって大正期まで存続した。

中世「癩者」の生活形態を継承する存在として、この他に信州善光寺門前に集住した「道近坊」と呼ばれた「癩者」がいる。彼らも法体で下級宗教者だったと考えられるが、京都や奈良と異なり世襲制の身分で、善光寺の支配のもとにあった。行き倒れ「癩」病人の死体処理を役務とし、かわりに門前の市で商人から税を取る権利を与えられていた。

2. 「癩」身分として近世賤民制下に組み入れられた形態

上記のような下級宗教者としての生活が、中世的形態を継承するのに対して、近世権力が新たに作り上げた「癩」身分という存在形態がある。これは働けない浮浪乞食に対する対応策として創出された場合が多い。本来は病気という一時的な状態に過ぎないはずのものが、「身分」として固定されるのは、不治と「家筋」という認識によって可能となった。

現在の所、「癩」を何らかの形で身分として把握したことが確認できるのは、以下の地域であり、数としては多くない。

まず東北諸藩では、仙台に「癩人小屋主」がいて、「穢多頭」の支配を受けていたことがわかる。明治4年の調べでは、角田県（現宮城県）の「癩人小屋主」は皮剥の仕事に携わっている。また弘前にも「癩病頭」がおり、1624年に城下へ移住させられ、1709年に乞食町が成立した際、ここに移転させられた。米沢でも「癩人」は「皮剥」を行っており、皮を「川原者」に渡して「川原者」から「古儀料」を受け取ることに定められている。

会津藩領では「癩人小屋」が「穢多町」と刑場の近くに設置されていた。「癩者」は「穢多」の支配下にあって、「穢多」が担った行刑役の下役をしたと考えられる。

三春藩では「癩人小屋」4ヶ所があって、「非人」身分に属した。「癩人小屋」の「小屋主」と「弟子」が阿弥号を持つのは、中世「癩者」の宗教性を残している。だが彼らの役務が「皮剥」と「穢多」の下で警察・刑場の下役であることから、近世権力によって再編成され、役が賦課されたと考えられる。

奥州二本松領にも「癩人」身分があり、家に盗賊を止宿させたとして「平人の格に準じ」て処罰されている。だが、その身分や支配に関する状況は不明である。

弘前では「片輪」・「癩」に「乞食札」を持たせ、両者以外の乞食は城下に入れないことを決めて

第二 1907年「癩予防二関スル件」

いる。「癩」患者は働けない存在として乞食をする権利を認めている。それは近代の社会的扶養の形態とは異なる、前近代社会での労働不可能な者に対する保護の形であった。

東北諸藩では極めて断片的な史料しか確認できないのに対し、加賀藩の「葛癩」^{かつたい}身分は比較的史料が残存している。加賀藩では領内を3地域に分けて「葛癩」の「頭」を配置し、「癩」病人引き取りとその死体処理を役務とした代わりに勸進権を与えた。1785年の広岡村領の「葛癩」は家数15,6軒、天保年中(1830-43)の布施地域は59人(「郡方家数人数調」)、幕末の石川郡では「かつたい物吉」35,6軒があった(加賀藩史料)と記録されている。広岡村領や石川郡では人数ではなく家数で把握されているのは、「癩」が身分として「家」に付随するものと認識されていることがうかがえる。また、「葛癩」が身分集団としては小規模なものであったことを、この数字は物語っている。

この他、富山藩の安永年中の人別改めに「非人人無穢多かつたい」として一括りにされて人数が書き上げられている。能登では「非人」・「かつたい」に「非人頭」の乞食札を持たせた。長野の松代藩では「癩」小屋があったという史料が残っている。

ちなみに九州では鹿児島藩と高鍋藩に「青癩」という賤民身分があったが、いずれも「癩」そのものとは無関係な身分であったようである。

以上のように「癩」身分に対する課役は、東北諸藩では「穢多」身分の下役的なもので、加賀藩では「癩」病人の收容や死体処理である。加賀藩は領主や同じ賤民である「藤内」が、「癩」を「役立たず」と評価している。「癩」の身分的編成は、領内に増加する乞食の取り締まりと、病人に対する救恤の一環としての側面が大きかったと考えるべきだろう。「癩」身分に入るのは強制力が働いた形跡は見られず、行き倒れや本人が希望した場合に入れられたと見られる。幕府や藩にとっては「癩者」は他の病人同様に、各家庭や地域で扶養されることが望ましかった。

ことに江戸時代後期には、農村の疲弊によって大量の浮浪民が都市に流入し、乞食非人として滞留することが社会問題になる。先に見た弘前で、障害者と「癩者」以外の乞食が城下に入ることを許さず、また彼らには「乞食札」を渡して管理したのはそのためである。加賀藩では、「葛癩」は無病の子孫まで「葛癩」身分となったため、勸進に歩く「葛癩」が増えすぎ、対策として無病の「葛癩」は、賤民である「藤内頭」から「乞食札」を支給された。おそらく各藩でも、「癩」を賤民制に組み入れることによって身分として固定したために、「癩人」の無病の子孫も「癩人」として生活するという矛盾した状況が生まれていただろう。

また「癩」身分を「穢多」身分の配下に置いたことは、「癩」の病因に肉食を結びつけたり、被差別部落に「癩」が多いという近代の偏見が生まれる一つの原因となった可能性がある。

3. 家を出た人々

温泉へ湯治に行ったり、治癒を願って巡礼するなどの形で家を出る人々もいた。『信州塩尻赤羽家元禄大庄屋日記』は、塩尻の大庄屋赤羽太郎右衛門によって17世紀後半、30年近く記録された役務日記である。塩尻は中仙道と三州街道の交差する交通の要所であり、また赤羽家が大庄屋として支配した塩尻組と呼ばれた地域は、中仙道・三州街道・善光寺街道の各道筋28ヶ村の集まりであった。とくに善光寺と「癩」治療で有名な草津温泉への道筋にあたったため、「癩」病人の行き倒れに

関する記事がいくつか見られる。

1691年6月5日の記事では、牧野村上に下野国出身の「かつたい」が倒れていたのを村の薬師堂にて養生させ、2日後に銭百文を渡し、上方へ旅立たせている。しかし他の村で再び病状が悪化し、そこでも養生して木曾へ立った。

同年9月には、備後国の「道心者」が木曾路から入って行き倒れになる。「ありき」と呼ばれる「番非人」がみつけ、「町や」へ連れていこうとしたが、彼は「らい病者のことに候あいだ、この所に置きたもうべく候。明日は早天に罷り立ち、善光寺へ念仏詣つかまつる」と語る。しかし町の年寄の判断で「町や」に入れ、松本の代官所へ報告する。その後死亡したので再び松本に報告し、夜に町の寺に葬った。この事件は江戸にまで報告された。

1693年6月には、「癩」を病む「道心者」二人が小野村の辻堂の垣を破ってはいりこむという事件が起きた。ひとり足は腫らして立つこともできない。生国は尾張名古屋だという。代官に報告すると足がよくなるまで面倒をみるようにとの返答があった。ひとは病が重くなり死亡したので、再び松本へ連絡すると、念入りに土葬にするよう申し渡された。夜中に僧侶の立合のもと土葬にし、もうひとりの浄久には銭百文を渡す。浄久は草津へと旅立った。これらの入費は「公儀」へ書き上げた。

上記の3件の事例からうかがうことのできるのは、村のお堂や道端などで休みながら、ほとんど無一文の乞食同然の旅を続ける「癩」病人の姿である。しかしここに見るように、17世紀末の町や村では、旅の病人を介護して隣村へ引き継ぐ、病人の村送りシステムを維持していた。それは將軍綱吉の生類憐れみ政策の一環として、いわば行政的に上から制度化されたシステムであった。

1688年、道中奉行によって東海道諸宿に触れられた「生類あはれみの儀」は、単に病牛馬といった動物への保護を求めただけでなく、旅の病人に対する保護規定も含む。旅の病人を医者をつけて養生させ、場合によっては出立の際にいくばくかの旅費も与え、目的地もしくは故郷に至るまで、村から村へと送りついでいくのである。死亡した場合の届け出も厳重に義務づけられていた。この間、村が立て替えた経費は全て藩や代官所に書き上げて、後から精算される。塩尻の場合もこの制度が運用されているのがよくわかる。

人々に嫌悪されていたといわれる「癩」病人も、行政上は一般的な病人のひとりとして扱われ、大庄屋と代官手代によって手続き上不備のないよう処理されている。政治的に保障された病人救済のあり方は、寺院による宗教的救済に依存していた中世社会と比較するとき、近世社会が達成したひとつの大きな成果であったといっていよう。

「癩」患者の行き倒れに関する同様の史料は、近江国上月村でも確認できる。以下は1808年の村役人の報告書である。

当村字天神坂地蔵の元に、勢州一志郡川北村石松と申もの、去る一九日西方より罷越、臥居候所、昨廿二日昼頃より俄に病氣差重り、落命仕候に付、御注進申上候処、□御見分御出役被成、死骸御見改之上、私共一同被召出、始末有躰申上候様御吟味に御座候此段右石松義、去る十九日村内天神坂地蔵の元に臥居候所、村人見付相知せ候に付、早速私共罷越、様子相尋候処、

第二 1907年「癩予防二関スル件」

足痛にて一向歩行不相叶旨申之候に付、番人を付置食事等給させ候処、難渋の様子には相見へ候得共、癩病にても可有御座候哉、食事は不相応に給申候。一昨日も少々は心能方に御座候間、次村迄参申度候間、何卒月代いたし呉候様、番のものへ相願申候に付、非人番月代致口口んす調遣候得共、一足も歩行得不仕候、此趣にては急に快気の程無覚束御座候に付、国元へ罷帰り申度候間、村送をいたし呉様相願候に付、旦那寺放手形写並同人口上書相添、村送り之義御願奉申上候処、医師相松、今二三日も手当いたし遣候上之義仕候様被仰付、早速円光寺村たれへ申遣、療治為致「服薬並食事等も無手拔手当仕」(註：下線部引用者挿入) 罷在候へ共、昨昼頃より俄に病氣差重り、夜前四つ時分落命仕候、全病死に相違無御座候間、取埋之儀奉願上候(以下略)

伊勢出身の石松は十九日に近江国上月村にやってきたが、病気のために地蔵の元に臥せていた。それを村人が見つけて村役人に報告し、駆けつけた村役人が事情を聞く。石松は足が痛くて歩けないと答えたので、番非人を介抱に付け、食事を与えた。「癩病」の様子で、病人なのに食欲がある。一昨日、少し回復したので隣村まで行きたいと本人が希望した。月代を剃ってくれるように頼まれたので番非人が剃ってやったが、やはり歩くことができない。これでは回復の見込みがないため、本人が国元へ帰りたいから「村送り」をして欲しいと願った。そこで国元の旦那寺の手形写と口上書を添えて村送りをしようとする、医師がもう二、三日手当てしてからの方が良いというので治療を受けさせた。服薬も食事も手抜きなく手当したが、昨昼頃から病状が悪化し落命した。病死に間違いないので死骸を取り埋めたい、との願書である。

この後、死骸見分が行われたが、その記録から石松の所持品を知ることができる。

死骸御見分一札之事

一、病死人壱人 但総身疵所無御座候

勢州一志郡川北村 石松 当辰廿九才

立しま単物 着用 細おびを

ズ

所持の品々

柳こうり 壺つ

内に

剃刀 但砥石とも 壺枚、 たばこ切包丁 壺枚、 白木綿袋 二つ、

もみ衣切 少し、 たばこ入 壺つ、 まげもの 但しみそ入 壺つ、

飯こうり 壺つ、 小なべ 但ふたとも 壺つ

ズ

外 すけ笠 壺枚 (以下略)

29才の石松は柳ごおり一つで旅をしており、その中には最小限の旅支度が入っていた。この史料

にはさらに「容躰書」という医師の死亡診断書も添付され、「癩疾」だったことが明記されている。村役人から領主に提出された一連の書類は、村がいかに念入りに病人を介抱したあげくの死であったかを強調している。村役人はずさんな扱いや、医者に診せなかつたりして、咎に処せられることを恐れていたことが伺える。

また石松が旅を続けられないと自身で判断した結果、故郷に帰ることを望んだのは、彼が家を追われたのではないことを示している。帰る家はあるものの、巡礼や湯治などの目的で旅をしていたのだろう。

しかしながら、旅する病者が必ずしも町や村で保護されるわけではない。下の史料は1708年の、松山藩での「女乞食癩」行き倒れに関する、町役人からの届出である。

歳頃三拾四五之女乞食、癩病を相煩申躰にて、二三年以来、近町を乞食いたし廻り申処、当春よりは別てはつよく相成申候。右之乞食夜分昼屋町西林寺門前にて相果申候に付、御注進申上候

寺の門前で行き倒れになる前から、町内で2、3年乞食をしていたとあるが、四国巡礼の途次にこの町に住み着いたのかもしれない。この届けを受けて藩から検死の役人が派遣され、見分の上、即日死骸を「引棄候様」に命じられている。またその際に役人から、「癩病人」は役人の検死をしないことになっているが、今回は上記の文面に「癩病を相煩躰」と「躰」の字があったため、「癩病」でない可能性もあるとして今回検死に来たのだと、紛らわしい表現をしないよう注意されている。

松山藩では1754年にも、農村で行き倒れになった「癩病男非人」を村役人が代官所に届け出た史料が残っている。

温泉郡味酒村帳面の内、清水水呑町西裏小道の脇に、年頃七拾年癩病男非人相果居申候、着用所持のもの左の通御座候、以上

- 一、ほろ単物壺 一、破れふすま少し肩に引巻居申候 一、ほろ帯壺筋
- 一、古ごさ壺枚 一、古き竹こり壺 内もち四つ 一、古き嶋手拭壺つ

史料の日付は正月2日である。70歳の高齢の病人が正月の寒い時期、薄い単衣の着物一枚に破れふすまを纏い、竹のこおりと古手拭いだけを持って流浪していたことがわかる。届け出に対する代官所の返答は「勝手次第引埋候様」という簡単なものだった。次のように小松藩でも、「癩病」の行き倒れに対して保護を加えた形跡はない。

五月五日 吉田村より死人五六日以前より村内へ参る。病氣にて居り候処、仙蔵屋敷西手にて行倒れ候段届け出る。武田裕次御書き物これあり。代中島益三郎を見分として差し出し候所、往来手形などもこれなく、非人と相見ゆ。歳は三十才くらいにて、木綿浅黄の古単物を着、短き破衣・頭陀袋・茶碗壺のみにて、雑物等もこれなし。取り形付け申し付く。尤も癩病にて至

第二 1907年「癩予防二関スル件」

て汚き躰の由（読下し文、筆者）

病気で5、6日前から村に入っていたことが確認されているにもかかわらず、吉田村では全く介抱などをしていない。死後に検死役人呼び、往来手形がないために非人として処理された。「癩病にて至てきたなき躰」という表現が見られるように、きたない「癩」乞食として見捨てられていたのだろう。同じく小松藩の大頭村では、「癩病」の出家遍路が縊死している。

五月十二日 一、大頭村より四十才位の坊主遍路老人、縊死居り候趣届け出る。様子承り糺し候所、盜賊沙汰これあり、今曉盜賊番穢多並村内若者共、所々見廻り、同村西の端葬式道具置場これあり。若や潜み居り候も斗り難しと、戸を開け候処、縊死居り候様、元山岩吉申し出る。変死の儀、仮御徒士目付長谷部真之丞に見分相達し候所、腹痛断り申し出、西哲之助御徒士目付代見分に相達し、同人出張見分候所、指して相替わる儀これなく、尤も血流れ居り候に付き改め候所、癩病と相見え、足も腫れ、左の足脚半脇より膿血交り出居り、刃物疵などにはこれなし。納経箱所持。大坂寺島町淡路屋嘉平治借家戎屋藤助と申者にて、同町役人並生国大坂にて持宝院寺送これあり。外に荷物これなく、全く難儀に迫り縊死候と相見え、聊かも怪しき儀、御座なく候につき、村法通り仮埋め申し付け候段申し出る（読み下し文引用者）

縊死したのは大坂出身の40才位の出家姿の遍路で、所持品は納経箱だけだった。大坂から旅を続けてここまで来たが、「全く難儀に迫り縊死候と相見え」と「見分」の役人の記録にあるように、無一文となっけしき、その上に脚が腫れて膿血が出、もはや生きる希望をなくして自ら命を絶ったのだろう。

上記のような旅する「癩者」の目的地のひとつは、既述のように温泉である。「癩」の温泉治療は中世以来の伝統で、近世の医学書にも登場する。有馬・城崎・草津などには、病人救恤の一環として無料の「非人湯」が設置されていた。それ以外の温泉地でも、同様の湯壺があったことを想定してもよいだろう。

もちろん資力がある間は一般の湯壺にも有料で入浴しており、城崎温泉にも草津温泉にも「癩」に効くと言われた湯壺があった。

また有馬温泉では幕末に温泉宿の経営者達が「非人湯」を潰したために、幕府の叱りを受けて再建するという事態も起こっている。このことは温泉地に無料の「非人湯」を設けるのは当然であるという認識が、各温泉地だけではなく為政者の側にもあったことを示している。

4. 在宅患者の生活

『渡辺幸庵対話』（著者、成立年未詳）は、江戸時代前期の古武士の語りを記した随筆である。幸庵はある時偶然に門前で、「癩」病薬の製法を記した紙を拾得した。非常によく効く薬なので対話者にも製法を伝授しようともちかける。その際、「此病気は貴賤に寄らず、殊に過半歴々にある物也。家中の病に候間、可相伝」、つまり「癩」は家柄の善し悪しによらずかかる病気で、しかも「過半」

は「歴々」の名家の者がなりやすい。しかし口外しにくい「家中」の病なので、あなたも備えとして子孫にこの製法を伝えておきなさい、と述べている。江戸時代前期にはいまだ家筋認識がなく、かつ卑賤の病ではなく、高貴な人がなりやすい病という見方もあったことがわかる。

これに対して17世紀末に書かれた『可正旧記』には、「癩」を家筋の病と見る考え方が登場する。本書は大坂河内国の庄屋可正の手によって、17世紀後半の様々な在地のできごとを記録したものである。その中の「東町常信物語之事」は「癩」の女性の婚姻をめぐる話である。市場町の新右衛門は「諸人の嫌う癩病やミ」だった。その娘も少々「癩」の兆候があらわれていたが、正庵という医師の治療によっておおかた治癒した。娘は正庵のもとに御礼奉公していたところ、東町の弥兵衛に見初められて妻となった。弥兵衛夫婦の間には男子が2人生れたが、20歳を過ぎた頃両人とも「癩」で亡くなり、弥兵衛の家は後継ぎがなく絶えてしまう。可正は弥兵衛について「大なる愚人也」と評価する。なぜならば、まず妻を迎えるにあたっては「血筋のよしあし」を吟味すべきなのに、親が「癩」でかつ本人もその兆候のあったものを承知のうえで妻とすることは「言語道断」である。もし知らずに結婚しても「悪疾の女ハ去ベシ」という「古人の掟」にしたがって離縁すべきであったと非難する。この時期、「癩」は少なくとも庄屋のような上層農民の間では、医学書同様に「家筋」の病と考えられていたことを確認できる。

また『可正旧記』と同時期に書かれた前掲『信州塩尻赤羽家元禄大庄屋日記』には、領主の乳母の父親が「癩」であったという噂について、出身村に命じて真偽調査を行っている記事が載る。武士身分の家筋意識が、このような形で上層農民にまで波及していく場合もあったろう。

以上の事例から「癩」の家筋認識は、いまだ江戸時代前期には見られないが、17世紀後半から、武士や庶民の上層部という「家」を重視する階層に広がっていき、やがて18世紀以降は『莠伶人吾妻雛形』や『摂州合邦辻』に見られるように、社会全体に広く定着していったと考えられる。

しかしながら一方で、『可正旧記』に登場する弥兵衛（常信）がそうであったように、「癩」の家筋とみなされた女性と結婚する人々もいた。前掲片倉鶴陵『癩癘新書』は、田舎では「癩」の家との婚姻を拒否するが、都会では婚姻に際して何よりも「富貴」を問ひ、血筋は気にしないと批判する。実際に「富貴」を問うたからかは判断できないが、「癩」に対する婚姻差別に地域差があったことは確認してよいだろう。

また結婚後に「癩」を発病しても、必ずしも離縁となるとは限らない。山田図南（1749?-87年）『杏花園医案評』（1786年）には、「癩」を病んで数年の「一大夫の妻」の治験記が載る。この女性は武士の妻だが離縁されてはいない。

前掲『癩癘新書』の治験例に登場する相模国の30余歳の男は、ここ一年ほど病んでいて鶴陵の診察を受けた。「癩」と診断され二ヵ月ほどの治療の後に全快、その後子供も生まれて毎年彼のもとに礼に来るといふ。「癩」と診断されながらも幸福な家庭生活を送ったことがわかる。

九州天草郡で、「癩」にかかった百姓が牛肉を入手して取り調べられた事件の史料も、「癩」患者が結婚生活を継続していたこととともに、周囲の人々とも従来通り交際があったことをうかがわせる。1812年、高浜村百姓重作は「癩疾」の薬として「穢多」から牛肉をもらったが、切支丹取り締まりとの関連で、この地域では肉食が禁じられていたために取調を受けた。この時の重作の口書に、

第二 1907年「癩予防二関スル件」

以下のようにある。

私儀、兼て癩疾相煩ひ、近年別て相重り、此間中打臥罷在候処、去る四日、少々気分も直り申候故、根引之内え罷居候。今富村永吉宅間近に付、遊に罷越候処、同人母申候は、今日は穢多共今村之博勞之斃牛之皮を剥申候由、癩疾には右肉給候得は、殊之外きく候由に候間、貰ひ候て菓喰に致申真敷哉と、永吉も同様申候故（中略）右穢多共え、癩疾之薬に致度候間、牛肉少々貰ひ度と申候処、酒代にても持参致候哉と申候に付、酒代共出得候身分之者にては無之と申聞候得は、私病体之様子を見請、穢多之内壺人、後生の為にも可相成候間、少々遣候様にと申候て、四斤斗も可有之敷、切さき候て遣候（後略）

この史料から、重作は「癩」の症状が重くなっても他村の友人の家に遊びに行く関係を保っていたこと、「癩疾」の薬の代価として酒代が渡せないような貧しい生活をしてきたこと（「酒代共出得候身分之者にては無之」）、「穢多」がその病状に同情して「後生の為」と肉を無料で分けてくれたことがわかる。

「癩」患者が自宅で自己治療することもあったことは、京都の買物案内書『商人買物独案内』（1831年版、1851年版）に「風癩丸」という「癩」病薬の広告が載ることからも伺える。

日本癩学会の雑誌『レプラ』には、明治期以降の各地の患者の実態調査が載る。香川県の昭和初期の調査では調査対象 111 名の患者のほとんどが治療も受けず、自宅で家族と同一室内で生活する。患者の大半は 20 代から 30 代の働き盛りで、一家の生計をささえる立場の者も少なくない。大正 8 年の内務省の「癩」一斉調査では、京都府に 118 名の在宅患者がいる。かつて近代政府が在宅の患者達を療養所に収容するために強引な手段を尽くしたのも、いまだ伝染病認識が行き渡らず、患者が自宅で家族とともに生活することが決して特異なことではなかったからである。特に貧困な階層にとっては別室に隠して住ませることは困難であるし、病人でも働けるうちは重要な労働力だった。伝染するという認識がなければ、家庭や地域の中で生活することは不可能ではない。自宅で家族とともに生活する患者が、医者の治療を受けたり売薬を服用したりすることが可能な場合とそうでない場合とは、都鄙や貧富の差によって生じたであろう。

次の例は、「癩」になった父に尽くした孝女の話である。随筆『巷街贅説』（1803 年）によると、美濃国久世村百姓武平（38 才）は、5 年前から「癩病相煩ひ、農業も出来がたく、人交わりも成りかね、元来艱難の儀に付き、弥増貧窮に落入」った。そのために妻は実家に帰ってしまったが、10 才になる養女の八重は、幼少にもかかわらず武平の介抱に励み、「村内より少々づつ合力を請、漸其日を送」っていた。そこで八重の孝心に対して領主牧野備前守は褒美を与えた。領主による孝女の褒賞は、「癩」患者に限らず病者の介護は、家族や共同体が協力してなすべきであるという為政者側の意図を示している。

また随筆『責而者草』は、寛文の頃（1661-72 年）の貞女の話載せる。宇都宮の百姓が「癩」になった時、「一村是れをうとみて、遠き河原に小屋づくりして棄てぬり」という事態になった。妻は両親が離婚するよう勧めても聞き入れず、夫の元に同居して看病する。夫の死後も貞節を守り、

村人から感心された。「癩」になった妻が離縁されるだけでなく、夫が「癩」になったときは、妻が夫を棄てて実家に帰るのは致し方ないこととみなされていたことが伺える。また共同体の対応も、先の武平のように経済的援助を受けられる場合もあるが、この百姓のように棄てられてしまう場合もあった。

「癩者」を棄てることは一般的だったのだろうか。佐藤成祐（1762-1848年）の随筆『中陵漫録』は、本草家である佐藤が薬草採取のために全国の山野を旅した時の見聞記であるが、この中の「棄癩」という記事は、「岸穴」の中に「癩」患者が一人、棄てられて住んでいるのに巡り会ったことを記す。佐藤は「癩」患者を棄てる行為について「唐土にても此類あり」と、わざわざ中国医書を引いて説明する。佐藤が「棄癩」の記事を載せ、中国医書まで引用したのは、それがよくあることではなく、珍しいと感じたからだろう。「癩」患者に会った場所を「某国」とのみ記して国名を伏せているのは、幕府の仁政イデオロギーに反する「棄癩」という病人遺棄が、決して表沙汰にできることではなかったからと推測される。

5. 小括

以上のように近世の「癩」患者の生活形態は多様で、地域や各「家」の事情によっても異なってくる。奈良・京都では、中世「非人」の生活形態を継承し、勧進する下級宗教者「物吉」として存続した。物吉集団に所属するのは強制的ではなく、旅の途次で自らの意志で入ることも出来た。物吉と町方の人々の関係も、勧進や参拝を通じて交流があり、近代の強制隔離施設とは性格を異にする。

これに対して近世に入り新たに登場した形態が、「癩」を身分として把握して「穢多」身分の下役などの「役」を賦課し、かわりに「乞食札」を与えることであった。それは病によって労働力たりえなくなった「癩」患者に対する、近世国家が用意したひとつの受け皿としての側面も持った。が同時に、「癩」を賤民として身分編成することにより、新たに「癩」患者に対する身分的賤視と「役立たず」という蔑視を生んだ。

家を出て、温泉地や神社仏閣に向かつて旅をする「癩」患者もあった。病人の旅は生類憐れみ令以降、幕府による一定の保護を受けることができたし、また温泉地には無料で入浴できる「非人湯」も設けられていた。しかしながら病人送りのシステムは、必ずしも均一に機能していたわけではない。「乞食非人」と称されるほどみすぼらしい姿になった時には、介抱されることなく見殺しにされることもあった。

家族とともに暮らし、医者にかかる人々もいた。発病がそのまま離婚につながるとは限らない。だがこれもまた、身分や家格、地域による「家」の体面へのこだわりの差や、「家」や共同体の扶養能力いかんによって婚家を出されたり、妻に去られたり、時には村落外に遺棄されもした。

このように、近世の「癩」患者の生活形態を一括して論ずることは困難である。だが全体の大きな流れとしては、中世社会に見られた「癩者」の勧進が示すような宗教的救済と共生の論理に対して、17世紀後半以降、幕府の仁政イデオロギーに裏付けられた病人救済施策がシステムとして整備・運用されるようになっていったことが確認できる。それは制度として様々な不備があったもの

第二 1907年「癩予防二関スル件」

の、人々の宗教心という曖昧なものに依存する中世の救済に対して、近世という歴史段階が達成した一つの成果ではあった。

四 文学史料の分析

次に文学史料から、人々の「癩」病観を分析する。ここでは「しんとく丸」という少年の、「癩」の罹患と治癒をめぐる物語を中心に扱った。

1. 「しんとく丸」説話と「癩」

『摂州合邦辻』^{せつしゅうがっぼうがっじ}は現在でも上演される人形浄瑠璃の人気演目の一つである。菅専助・若竹笛躬^{かえみ}の作品で、1773年に大坂で初演された。この作品の主軸は主人公俊徳丸^{しゅんとくまる}の「癩」の罹患と治癒にあり、そこに継母の邪恋や跡目相続を巡る陰謀が絡んで話が展開する。「合邦住家の段」は作品のクライマックスで、俊徳丸の「癩」が継母の生き血を飲むことによって、瞬時に治るという場面である。俊徳丸の人形は、盲目で赤い斑点のある面をつけているが、生き血を飲むシーンで素早く面をとり、もとの美少年の顔に戻るのである。

「癩」にかかった主人公「しんとく丸」をめぐる文学的系譜は、中世まで遡ることができる。ここでは、中世末の説経節から江戸時代の浄瑠璃へと連なる「しんとく丸」の一連の作品を通じて、「癩」の扱われ方の変化を検討し、その背景にある庶民の「癩」病観が変化する状況について考察する。

もちろん劇場空間で展開される「癩」病観は、現実の庶民の「癩」病観そのままではない。だが庶民の意識をくみ取りながら、そこから乖離することなく、さらにそれらを劇的に展開させるのが浄瑠璃作者の腕の見せ所であり、過去の人気作品を下地にして、新作を練っていくという江戸時代の浄瑠璃の制作手法を考慮すると、近世を通じて、一つの作品から次の作品へ、受け継がれ、展開されていくモチーフは、当時の人々の「癩」病観をそれなりに反映していると考えてよいだろう。

2. 「しんとく丸」の文学史的系譜

「しんとく丸」をめぐる説話の文学的系譜を主要な作品で示すと、以下のようになる。

- 1) 謡曲弱法師^{よわぼし} (15世紀前半)
- 2) 説経節『しんとく丸』(中世末)
佐渡七太夫正本 正保5(1648)年版二条通九兵衛版
江戸うろこがたや孫兵衛版 天和・貞享期(1681-1687)
- 3) 浄瑠璃『弱法師』、元禄7(1694)年初演、近松門左衛門作
- 4) 浄瑠璃『莠伶人吾妻雛形』^{ふたばのれいじんあづまのひながた}、享保18(1733)年初演、並木宗輔・並木丈輔作
- 5) 浄瑠璃『摂州合邦辻』安永2(1773)年初演、菅専助・若竹笛身弓作

以下、それぞれの作品の簡単なあらすじを、「癩」に関連する部分を中心に紹介しておく。